

# 平成29年第4回足寄町議会定例会議事録（第3号）

平成29年12月14日（木曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

## ◎議事日程

日程第1 報告第18号 足寄町地方創生調査特別委員会所管事務調査報告について

		て< P 3 >
日程第 2	報告第 1 9 号	総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 3 >
日程第 3	議案第 1 1 3 号	平成 2 9 年度足寄町一般会計補正予算 (第 9 号) < P 3 ~ P 2 6 >
日程第 4	議案第 1 1 4 号	平成 2 9 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) < P 3 ~ P 2 6 >
日程第 5	議案第 1 1 5 号	平成 2 9 年度足寄町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) < P 3 ~ P 2 6 >
日程第 6	議案第 1 1 6 号	平成 2 9 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) < P 3 ~ P 2 6 >
日程第 7	議案第 1 1 7 号	平成 2 9 年度足寄町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) < P 3 ~ P 2 6 >
日程第 8	議案第 1 1 8 号	平成 2 9 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号) < P 3 ~ P 2 6 >
日程第 9	議案第 1 1 9 号	平成 2 9 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) < P 3 ~ P 2 6 >
日程第 1 0	議案第 1 2 0 号	平成 2 9 年度足寄町上水道事業会計補正予算 (第 2 号) < P 3 ~ P 2 6 >
日程第 1 1	議案第 1 2 1 号	平成 2 9 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号) < P 3 ~ P 2 6 >
追加日程第 1	議案第 1 2 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について< P 2 6 ~ P 2 7 >
追加日程第 2	意見書案第 5 号	平成 3 0 年度畜産物価格決定等に関する意見書< P 2 7 ~ P 2 8 >
追加日程第 3		所管事務調査期限の延期について< P 2 8 >
追加日程第 4		閉会中の継続調査申出書< P 2 8 >

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 議会運営委員会委員長報告をいたします。

平成29年12月14日、第4定例会。

12月13日に開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、最初に地方創生調査特別委員会、総務産業常任委員会からの報告を受けた後、議案第113号から議案第121号までの平成29年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 報告第18号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 報告第18号足寄町地方創生調査特別委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりであります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎ 報告第19号

○議長（吉田敏男君） 日程第2 報告第19号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりであります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎ 議案第113号から議案第121号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第3 議案第113号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第9号）から日程第11 議案第121号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの9件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました、議案第113号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第9号）から議案第121号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）まで一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第113号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,537万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億9,474万円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

16ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第14目企画振興費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、地域間幹線系統路線維持費補助金といたしまして1,330万7,000円を計上をいたしました。

18ページをお願いいたします。

18ページ、第15目行政情報管理費、第13節委託料におきまして、社会保障・税番号制度システム改修業務（総務省所管分）といたしまして135万8,000円、同じく厚生労働省所管分といたしまして163万9,000円、特定個人情報取扱規程等策定支援業務といたしまして183万円を計上をいたしました。

26ページをお願いいたします。

26ページ、第4款衛生費、第4項病院費、第1目病院費におきまして、国民健康保険病院対策費の負担金を合わせて762万6,000円減額をいたしました。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、新町温泉イチゴハウス増設等事業補助金といたしまして3,570万円を計上をいたしました。

30ページをお願いいたします。

30ページ、第2項林業費、第4目水源林造林事業費、第12節役務費におきまして、手数料といたしまして1,726万8,000円を計上いたしました。

第16節原材料費におきまして、造林用苗木といたしまして1,614万3,000円を計上いたしました。

32ページをお願いいたします。

32ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第5目道路新設改良費、第13節委託料におきまして、河川占用申請書作成委託業務といたしまして1,000万円を計上いたしました。

42ページをお願いいたします。

42ページ、第13款職員費、第1項職員給与費、第1目職員給与費につきましては、給与改定と人事異動による人件費にかかわるものでございますが、第2節給料におきまして一般職給料を260万1,000円減額いたしました。

第3節職員手当等におきまして、それぞれの手当を計上、あるいは減額し、合わせて676万2,000円を計上をいたしました。

第14節共済費におきまして、共済組合負担金などそれぞれ計上、あるいは減額をし、合わせて651万7,000円を計上をいたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

10ページにお戻りください。

10ページ、第14款国庫支出金、第15款道支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの負担金、補助金を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

12ページ、第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を958万5,000円減額し、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金といたしまして1,330万7,000円を計上をいたしました。

第20款諸収入、第5項雑入におきまして、15ページにかかりますが、水源林造林事業収入といたしまして3,393万3,000円、町有建物災害共済金といたしまして577万7,000円を計上をいたしました。

以上が歳入の主な事項でございます。

4ページにお戻りください。

4ページ、第2表繰越明許費3件をお願いいたしました。

第3表債務負担行為1件をお願いをいたしております。

次に5ページとなりますが、地方債補正変更3件をお願いをいたしております。

以上で、平成29年度足寄町一般会計補正

予算（第9号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

59ページをお願いいたします。

59ページ、議案第114号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,278万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、71ページをお願いいたします。

71ページ、議案第115号平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万4,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,187万円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、85ページをお願いいたします。

85ページ、議案第116号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,941万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、99ページをお願いいたします。

99ページ、議案第117号平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4

03万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,591万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に115ページをお願いいたします。

115ページ、議案第118号平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ471万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億769万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に129ページをお願いいたします。

129ページ、議案第119号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億932万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、企業会計について御説明を申し上げます。

137ページをお願いいたします。

137ページ、議案第120号平成29年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の総額からそれぞれ76万2,000円を減額し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ1億6,745万4,000円とするものでございます。

次に、3条におきまして、予算第7条に定められた議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費を25万5,000円減額し、3,060万6,0

00円とするものであります。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、149ページをお願いいたします。

149ページ、議案第121号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の総額からそれぞれ3,055万8,000円を減額し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ12億1,916万8,000円とするものでございます。

第3条におきまして、予算第8条に定めました議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費を3,212万4,000円を減額をし、7億6,902万7,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、給与改定と人事異動による人件費にかかわるものなどでございまして、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第113号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第9号）から議案第121号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの説明とさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第113号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件の質疑を行います。

16ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

16ページ、第1款議会費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 次に、16ページから20ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

11番。

**○11番（高橋秀樹君）** 14款かな、企画振興費について、地域間の路線バスに関してですけれども、こちらの予算でいきますと1,330万円が今回の補助金として出されているようになってあります。

きのう、昨日、榊原議員の質問の中にあつたのですけれども、町としては何の手だても打つことができないよというお話がありました。なのですが、昨年から約100万円の補助金の金額が上がっているように見受けられるのですけれども、これの詳細についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

**○議長（吉田敏男君）** 答弁、総務課長。

**○総務課長（大野雅司君）** お答えいたします。

昨年から補助金額が増加している原因でございますが、この路線につきましては十勝バスが運行している路線でございますが、十勝バスのこの路線の運行経費が増嵩しているという部分がございます。その原因といたしましては、会社のほうから、近年運転手の確保が困難になってきて、人件費がそれなりの待遇でないと、待遇で運転手を迎える必要があり、運転手を確保経費が増嵩していて、全体で3,000万円増加しているというところで、その他の部分で3,000万円節減ができて、合計が路線の運行経費としては3,000万円ふえているということだそうでございます。

それを沿線自治体で負担割合しますと、昨年よりもふえてしまったということで、昨年より補助額としては88万3,000円がふえております。6町全体では、ふえた額は362万1,000円の負担金額がふえております。その原因は人件費の高騰ということで聞いております。

以上でございます。

**○議長（吉田敏男君）** 11番。

**○11番（高橋秀樹君）** よくわかりました。

ということは、乗降客数の減少によってこの金額が上がったのではなくて、明らかに人件費、会社側の経費の増加によってその分の負担を沿線各町村でしているという考え方でよろしいか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

主なほとんどの部分が、主な部分はその部分でございまして、実は説明資料にも書かせていただいて、字が小さくてわかりにくい部分もあろうかと思いますが、運休によりまして、国庫補助金が運休が発生したことによりまして、運行回数が減ったということによりまして補助金の減額も若干の金額でございしますが、補助金が若干減ったということで、その部分も市町村の負担がふえているという一因にもなっておりますが、これは額は先ほど説明しました運転手確保の増嵩経費に比べますと若干でございします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） この路線大変、必ず守らなければいけない路線だと私は考えています。しかし、これ運行経費どんどん、どんどん上がっていくということも考えられます。

その中で、昨日町としては何ら手だてを打つことができないよというお話だったので、何とかこのところ乗降客数を伸ばして運行経費をこれ以上行かない方法というのを、今後考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えておるのですけれども、昨日お話になかった、手だてはないというお話だったので、それ以上聞くことではないのですけれども、ぜひこの運行経費をこれ以上上げないような方策を早いうちに考えていただきたいなど、そういうふうに考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 昨日、この路

線に対する、住民の利用に対する助成措置については考えていないということで御答弁させていただきましたが、乗降客数を確保する、伸ばすということにつきましては、沿線自治体共通の課題となっております、その件につきましては、今後も引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

20ページから24ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

24ページから26ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

9番。

○9番（高橋健一君） ページで言うと27ページです。

第4款衛生費、病院費、この中に負担金のところで、国民健康保険病院対策費、減額762万6,000円となっておりますけれども、この中に救急医療確保経費負担金が497万2,000円と大きな減額になっているものですから、これで少し救急医療のほうに厳しきが出るのではないかということはないのでしょうか。この内訳を説明していただきたい。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） 病院事務長でございます。

ただいま御質問のございました、負担金、補助及び交付金、国民健康保険病院対策費に係ります減額補正につきましてということでございますので、関連がございしますので、私のほうから詳細について御説明させていただきます。

自治体病院におきましては、主要な収入と

というのは診療収入というふうになってございますが、そのほかにも国庫補助金ですとか、一般会計の操出金等の収入がございます。このうちの一般会計の操出金としまして、一般会計が負担する経費の操出基準というのがございます。これは毎年度国、総務省のほうから通知が発されておりまして、それに基づき負担区分というのが明確化されているということがまず前提でございます。

今回、補正予算をお願いしてございますのは、収益的収入におきまして、当初予算に計上してございます負担金の五つの項目ということでここに載せておりますが、こちらについては精査を行ったことによるものでございます。

まず救急医療の部分の確保について、これが減額になったからということで、それが締めつけられるということとはございません。

ちょっと減額の主な理由ということで、ちょっと詳細について私のほうから述べさせていただきますが、今御質問のございました救急医療確保経費負担金、これにつきましては御指摘のとおり救急告示病院ということで、当院は24時間救急指定ということでやっておりますので、この医師などの待機で、また、空床の確保ということで60床のうち6床かな、救急の確保ということでとっておりますが、その確保に必要な経費ということで、これが算出根拠ということになってございます。

この算出根拠になる経費ということで、今回職員、人勸の部分もあったのですが、職員の異動ということで、職員給与費がまず減額になりました。これは当初予定していた看護師さんだとか、そういった部分の確保が実は当初できなくて、年度結構おそい時期、例えば7月ですとか、8月ですとか、11月ですとか、こういった時期に採用しておりますので、それまでの部分が不用になったということで、複数名出ておりますので、そちらが減額になったことによるもので、算出根拠が減ったところがございます。

あと、当直医師の派遣形態、こちらが厚生病院から来られている先生が、ことしから来られているのですが、その派遣形態が札幌医大から当直医として来ていた先生のかわりに厚生病院から来ていただいたことによって、費用がちょっと減額になりました。今回補正で上げさせていただいたのですが、その部分も算出根拠になってございまして、これらがあつたものですから、トータルで497万2,000円ということで減額の補正とさせていただきます。

あと大きなものとしましては、不採算地区病院運営経費負担金というものがございます。これが212万7,000円ということで、この負担金につきましては、不採算地区病院ということで、これ許可病床数150床未満という病院になりますが、当院は60床ということでこれに該当します。これは要するに、最寄りの一般病院までの到着距離が15キロ以上あるものということで、または国勢調査に基づく公立病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人のものの運営に対する経費ということになってございまして、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの、これに対して補助の対象となっております。

その内訳については、医師の給与の、国庫標準給与というのがございまして、そこを超過した分、これが該当になるということで、その部分について、今回の人勸に伴う常勤医師の勤勉手当が増額しましたよという部分が一つあります。

あと、当直医師の派遣形態、先ほど申し上げました変更に伴う臨時医師の報酬が減額になったもの、そのほか医療技術職の、これは医療技術職、看護師、准看護師含めてですが、これが今回人事院勧告と諸手当等の精査をしまして、いろいろな時間外だとか短縮だとか、そういったものを、縮減だとか含めまして精査した結果、212万7,000円の減額補正ということにさせていただきます。

その他もろもろ含めましてトータルで762万6,000円の減額の補正ということでお願いをしたものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） 特に救急医療に関して足寄が厳しくなるとか、そういうことではないということですね。わかりました。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） 他に、衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、26ページから30ページ、第6款農林水産業費。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） 農林水産業費の農業費の27ページの19節新町温泉イチゴハウス増設等事業補助金ということで、この3,500万円の内訳、内容をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 3,570万円の内訳ということなのですが、これにつきましてはイチゴハウス、現在、4棟を新設し1棟既存のハウスがあります。その部分の一部改修というふうな内容でありまして、事業内容等の内訳なのですが、ハウスの新設に伴う工事費等を含めて7,860万円あります。その2分の1相当額、その部分でいきますと3,900万円ですが、これは地域づくり総合交付金、これが対象事業となっております。その内示内訳ということになっておりますので、事業等については7,800万円ちょっとはあるのですが、そのうちの補助対象ということで3,570万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 事業につきましてはわかりました。

この事業、本当に足寄町の産業として期待

もしますし、これからそれぞれ町民の皆さんも期待するだろうと思えますけれども、ただお聞きしたいことは、若干イチゴそのものについてのことでちょっとお聞きしたいのですが、実は町民の皆様の声の中には、これは必ずしも一部の方でございまして、小さいとか、それからかたいとか、それから酸っぱいとかいろいろな形で評価をしているのですが、そのほかに、私もそういうことを聞くものですから、寄って美菜等に行ってみますと、今現在は入ってこない。こういうような形で今、このイチゴというのはやっぱり主流がやはり冬場なのだろうというふうに思いますが、そういう実態なのですが、行政としては現在のそのもののイチゴについての、何と申しますか、そういったことについてどう捉えているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

今、議員仰せなされたと思うのですが、確かに正直言って時期的には若干味的に部分が酸っぱいとか、そういったのが私も耳にすることがあります。ただ、これは農協のほうで今栽培、生産販売しております。そこを担っていつている協働会社のぬくもり農園という形の中で一生懸命やっております。実は、気象条件、これが大きく左右されるというふうにお聞きしております。7月の高温、そして8月盆過ぎの低温、この部分でなかなか熟度が保たれないような時期もあったというふうなお話も聞いております。しかし、それ以降、順調に推移して、温度管理もきちんと適正に行われて、現在はきちんと製造、出荷等を含めて糖度の部分もある程度確保されながら、皆さんというお客さんの手元だとか、加工を含めて販売、製造しておりますという話はお聞きしております。

今後も、今こういう形の中で、想到しながら生産、販売に向けて一生懸命努力しておりますので、御理解のほどよろしくお願

いなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

ただ、時期的なものと思しますが、このイチゴというのは結構冬の場が主流でないかと私は思うのです。温泉ハウスですよ。そういった意味では、現在なかなか入ってこないという理由はあれですか、何か都合があって入らないのか。私もちょっと実際のきょう、二、三日、実はちょっと申しわけなかったのだけれども、農協だとか寄って美菜行ってみたのですよね。だけれども入ってこないということですので。では、確立された中でのことではなくて、どうなのか。それとも、これからまだ確立させる必要があるのかどうか、そこら辺がちょっと疑問といいますか、ひとつあるのですけれども、お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 済みません。直近の状況ということになると、ちょっとそこまでは私ども把握させておりませんが、12月の下旬等まではきちんと販売、出荷しているというふうな話を聞いております。

今言われたように、ここ二、三日には寄って美菜だとか、そういうAコープさんのほうにはちょっと出されてないという心配もなさっていると思うのですけれども、私の耳に入っている部分については、順調に行っておりますという話をお聞きしております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 少し補足をさせていただきます。

先週ですか、振興局長、これ先ほど予算提案しております道の補助金を活用させていただいたということで、先日、振興局長もお見えになって私も一緒に現場に行っていました。直近の生産状況聞きました。

これまでは、なかなか出荷先もオーダーは

あるのですけれども、なかなか順調な生産ができてないということで、会社名も言いますけれども、札幌の石屋製菓さんのほうに、もうとにかく何とか量を出そうということで頑張ってきた。

ことしになってから順調に生産ができてきているよということもあって、お伺いしたときには帯広の六花亭さんにも出荷ができるようになったと。

とにかくこのイチゴ栽培については、とにかく通年栽培ということを目標にやっています。ですから、先ほど、この間酸っぱいだとか、ちょっとというのは恐らく夏場のところ、夏場が一番難しいですね。日照の問題、それから気温が高すぎてもだめだということですから、その管理がまだまだ完璧にはなっていないのかなという。

今申し上げたとおり、主力はとにかくお菓子屋さんといいますか、そういうメーカーのほうに出していくというのが主力でやっている。町民の皆さん方に寄って美菜ですとかAコープさんで売っているというのは、主力からちょっと外れた部分といいますか、ということですから、そういう意味では順調に行っているほうの出荷を最優先していますから、それで最近ちょっとここ二、三日そういうことになってないよということであれば、生産そのものができてないということではなくて、そちらのほう優先に出しているから、恐らく町民の手元にまではちょっと行き渡らないのかな、そんなふうには私は楽観視してまいますので、順調に来ているという報告を受けてまいますから、特に大きな問題出ているというふうには聞いていませんので、順調にこれからも先に向かって進められる事業かなというふうには思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。期待もします。

ただ、せっかくですので、やっぱり寄って

美菜等にもやっぱりそういった出荷している部分のいいものもやっぱりあそこに、いや、いいかどうかはちょっとわかりませんが、とりあえずは今私二、三日行ってないものですから見ていませんけれども、そういったことも出荷することによって町民の皆様からやっぱり発信するというのも大切でないかと思っておりますので、ぜひそういうことでお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 他に、農林水産業費、質疑はございますか。

2番。

○2番（榊原深雪君） 28ページの多面的機能発揮促進事業費の交付金についてお伺いいたします。

どういう趣旨の交付金かお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

この事業趣旨の内容なのですが、今、要は化学肥料を使わない減肥対策という形の中で行われている交付金でございます。

中身は、緑肥だとか堆肥の散布だとか、そういう形の中の有機肥料だとか、そういったことを行うことで、化学肥料を半分ぐらいに低下するというような中身の趣旨で行われている事業です。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 対象となる集落または農家さんのことをお聞きいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

主に畑作生産者を対象にしております。

申請者につきましては、21生産者、面積については148ヘクタールということで、主な作物の取り組みとしての内容としては、豆類とフキ、それと小麦、これが対象となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 農業者に対しての直接支援ということが開始された平成23年度ということでお伺いしておりますが、こういう農家さんがもっとふえていくことを期待しまして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 他に、農林水産業費

7番。

○7番（田利正文君） 29ページの有害鳥獣駆除賃金、10万円マイナスになってますけれども、毎回議題に上るのですけれども、被害状況ですとか、ハンターの養成状況だとか、その辺の変化というか、現状はどうなっているか、ちょっと補足説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まず1点目、この有害鳥獣駆除賃金の減額、これについてなのですが、まずこれにつきましては、例えばクマが出没したよ、どこに出たよといったときに、ハンター要請かけるのですよね、うちからハンターさんに。そのときの出役の賃金でありまして、それはもうこの時期以降恐らく冬眠等、クマの冬眠等入ってしまうということもあって、支出はもうなかろうかということで減額させていただきました。

次に、ハンター等の不足ということでもよかったですでしょうか。ハンターの状況ですね。ハンターさんの状況につきましては、現在本町には69名のハンターがおります。それで、その中でお聞きしている中では、済みません、まず69名のハンターが今現在おりますということでございます。

その方々の部分も含めて、年齢的には平均は大体58歳ぐらいが平均になっておりますのが、現状でございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 過去にもこのことが話題になりまして、ハンターを養成しなければだめだ、あるいは農家の方にくくりわなの免許を取ってもらわなければだめだとかという意見が、意見というか、答弁だったでしょうか、ありましたよね。そんなことが、現状がどの辺まで推移しているのかということが知りたかったのですね。変わってないなら変わってなくて結構です。

それから被害額についても変わってなければそれで結構ですし、もし変わっているのであればどういうふうに変っているのか、あるいはどこの地域が一番多いのかとか、もしわかれば知りたいなと思いましたが。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） ハンター、狩猟等のくくりわな、あとは鉄砲等を含めてのニーズについては、現状としては二、三年前とほぼ変わっておりません。

被害、農作物の被害等につきましては、一昨年よりは若干減少しておりますけれども、やっぱり1億円台の農作物の被害は出ております。

主にどこら辺が一番多いのかということにつきましては、ちょっとそこまでの地域までの部分は、今現在手持ちの資料のほうにはございません。ただし、やっぱり山間部の多い、縁に面しているところということでいけば、螺湾沿線だとか、上足寄沿線とか、そういうところが出てくる部分が多いのかなというふうに推しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、農林水産業費、ございませんか。

2番。

○2番（榊原深雪君） 30ページの水源林造林事業費のことについてお伺いいたします。

説明資料にカラマツが1万1,400本、アカエゾマツが7万6,700本と書いてありますが、これの生育の年数はどれぐらいなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） カラマツの成長年齢でいきますと、大体40年前後かなと、アカエゾマツはそれプラス15年から20年増、プラスされるので、60年から80年ぐらいの成長率だと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） こちらのカラマツで、アカエゾマツの所得率、どちらが販売するときどのような販売率になっているかお伺いいたします。利幅です。利益率です。1本どれぐらいのもうけになるか。そういうことはならないのですか。

では、どちらが。

○議長（吉田敏男君） ちょっと待ってください。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

11時20分まで暫時休憩をいたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

農林水産業費、答弁から始めます。

経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 済みません、時間をとらせてしまいまして申しわけありません。

カラマツとアカエゾマツの収益性というか、収益がどうなのかという御質問にお答えいたします。

カラマツの成長が早い分、収益があると思います。おおむね4倍程度、高くなっていると思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） わかりました。

このカラマツとアカエゾマツの本数の大きな違いは、町からは指定できないのかどうかお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたしま

す。

町もカラマツに対して植栽をしたいということでもありますけれども、これは水源林造林事業ということでありまして、これは森林整備センター、札幌水源林整備事務所、ここと毎年協議してます。その中で、町としても要望はしているのですけれども、そちらのほうから国の、要は森林整備センターも国から補助を受けておりますので、その中でアカエゾマツの苗木を購入してほしいというふうな形で言われてますので、うちのほうもそれに従った植栽をしております。

しかし、今後におきましては、今後も森林整備とこうやって協議をしていく上では、カラマツの要望だとか、そういったことをしながら森林整備センターと次年度の予算を含めて協議をしてみたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） そうですね、村田課長がおっしゃるように、やはり還元率の高いものを目指して、それとまずこの水源林造成事業の役割というのは、やはり大きな役割が三つあるということで、私は質問に当たってちょっと勉強してみましたけれども、水源の涵養、山崩れ・土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵ということで、大きな役割があります。その中で、プラス収益につながるようなことがありますので、しっかりと協議させていただいて、少しでも収入の期待が持てるカラマツのほうに少しでも多くの苗木を仕入れられるように働きかけていただきたいなと思っておりますのでございます。

質問はここで終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） それでは、他に、農林水産業費、ございませんか。

4番。

○4番（木村明雄君） 農林水産業費の27ページ、これ新規就農者について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

町長も現在まで本当に相当な力を入れて進

んできたわけなのですけれども、ここで成功をしているということで、この成功者が何名いらっしゃるのか、そしてまたこれから先に向けて待機をしている方々がどれほどいらっしゃるのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 新規就農で今現在経営開始されている方につきましては、平成13年度から始まって昨年だから平成28年ですね、それまでに15組ですね。平成29年度、今年度なのですけれども、2名が経営開始に向けて今新規就農志向者として研修を受けております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） ここで今待機しているというか、志向者、これについては、順調にいったらどのぐらい、あと何年かかかるのか、それともこれが町に就農していただけるのか、それともどこか行ってしまうのか、その辺について、ちょっとわかればお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 今現在2名の新規就農志向者の動向といたしましては、うちのほうの担い手対策の支援員も含めて農協との担当者といろいろとお話をされている中での部分でいきますと、まだ予定しか組んでおりませんが、平成31年に就農できる体制で今現在進めておる方が1名、今現在進行形という形の中でいろいろと詰めている話をしておりますけれども、その方については現在のところいつ就農というふうな計画は立てていないのですけれども、その方も足寄町に新規就農したいということの意思はありますので、その方に対してでもよりよい条件の中で新規就農ができるように、うちのほうの担当を含めて行っていきたいと思っておりますので、その辺は御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） これについてまだまだ、今志向者、これがいらっしゃるといっわけなのだけれども、これから先に向けて、また希望者もこれ時の流れというか、こういう形の中では出てくるのではないかなという気がするわけなのです。そしてまた、私から考えてみますと、芽登地域、これはやはり今人口が芽登地域だけふえていると。そしてまた小学生も芽登地域だけがふえていると。そんなところで、これはやはり今まで町長が一生懸命やってきた努力のたまものかなという気がするわけなのだけれども、これらについて我々ほかの地域から見たらうらやましいなというような気もするわけなのだけれども、これ総体的に見た形の中で、これからどう進んでいくのか、町長にちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 木村議員仰せのとおり、これまでの新規就農者、やっぱり芽登地域を中心にしながら就農いただいているということでございます。

先ほど課長がお答えした31年に予定して、その目標に向かって今進んでいる方については今のところ上大誉地のところというふうに思っています。

それで今後の見通しなのですけれども、やはり新規就農したいという方については、やっぱり放牧で酪農をやりたいんだという、こういうことであります。

担当のほうでJA農協さんのほうともちょっといろいろ緊密に関係を持ってやっているのですが、問題は就農先の候補地ですね、これがなかなか難しいということなのですね。ですから、その候補地は、逆に言えば、いろいろな情報があればぜひ情報欲しいなというふうに思います。

離農してから相当年数たっているところというのは、これはまたいろいろな経費のことも含めてなかなか難しい。一番いい姿というのはそのまま継承できるような形というのが

理想なのかなという思いしてますけれども、これもなかなか難しいところで、例えば、例えば65歳の方が後継者もない、でも俺は元気だからあと5年、70ぐらいまでは頑張りたいんだ、これ尊重しなくてはいけないですね。では70歳になったときに、タイミングよく新規就農希望者がいるのかというと、これまたなかなか難しい話ですよ。ですから、タイミングがあるんだというふうに思っているのですね。

ですから、私が担当のほうにもちょっと指示を出しているのは、やっぱり後継者のいないところ、しっかり掌握をしておいて、そして何歳ぐらいまで営農できるのかということも含めて、そういう情報をしっかりいただいて、そしてその間にやっぱり人間関係をしっかりつくって、場合によっては、70歳まで俺は働きたいんだよ、でもタイミングの問題がありますから、場合によっては信頼関係さえつくっておけば、例えば67歳のときにタイミングよく足寄に新規就農したいという人が出てきたときには、逆にそういう情報もお伝えをして、70歳と聞いているのだけれども、今こういう人いるんだよね、どうだい。これとりよるによっては、では離農促進するのかいと、こうとられてしまったら困るのですけれども、でもそういったことも含めて、常にそういう直近の情報交換をできるような信頼関係つくってくれという、そういうお願いもしているところであります。

いずれにしても、我が町は早くから放牧酪農を推進してきてますから、そういう情報発信も十分できてますので、放牧酪農やりたい、新規就農したいという方の問い合わせというのは、比較的継続的にありますから、しっかりとその相談体制だけはしっかりして、そういう期待にも応えていきたいというふうに思いますし、やっぱり町を存続していくための、まさに地方創生の我が町にとっては重要な位置を占めているというふうに思っていますので、引き続きまたしっかりした取り組みをしていきたいというふうに考えている

ところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、ございませんか。

12番。

○12番（井脇昌美君） 今回農林水産の中に目として農業委員会さんの目がないものですから、農業委員会のほうにちょっと質問をさせていただきたいのですけれども、ちょっと私の所管でもあるのですけれども、12月12日、この1面に十勝のある町が農地の買収をされた。そういうような、理由としては、大口の牧場の閉鎖に伴った農地の集積、また、有効利用を目的として町が買ったということをやったとありました。

その中で、当然どれだけの内訳という、後からまた町有林に関連した管理の中で、経済課長にお聞きしますけれども、農地が132ヘクタール、それから林地が184ヘクタール、準林地に属すると思うのですけれども原野48ヘクタールとなっております。

これは町の農地利用の集積円滑化事業に乗せて、そして町も農業委員会との協議の中で農地の集積・有効利用を目的として購入を決定づけたと書いてあるものですから、まずこの一つの定義と農業委員会のまた局長さんにその説明をしていただき、会長さんに今回のこの問題で齋藤会長さんとしては、どのようなお考えか、それをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、それでは、農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（上田利浩君） 今の井脇議員の御質問ですけれども、私もこの新聞報道につきましては読ませていただきました。

その中で、今、議員御指摘のとおり、牧場を閉鎖するという、その中で農地等の、農地のほかにもありますけれども、売買の対象になったということで、その事業が農地利用・集積円滑化事業ということで、その事業に乗って進んだという新聞報道であった

かと思えます。

この事業なのですけれども、農業経営基盤強化促進法があるのですけれども、その促進法に基づいて実施されている事業と認識しております。その事業そのものが、今回地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手に配分する仕組みということで、それを町のほうが、十勝管内のある町のほうが購入して、そしてそれを一時的に購入して最終的には担い手のほうに引き渡していくという事業かと思えます。

そういうことで、農地の利用集積ということですので、私、農業委員会事務局のほうからちょっとお話させていただいてるのですけれども、私、本町はこの事業と似てはいるのですけれども、農地保有合理化事業ということで、中間管理機構、いわゆるこちらでは北海道農業公社が離農したりとか何かする方の農地を買い受けて、そして必要である農地を集積して、そして担い手のほうに引き渡していくという事業があるのですけれども、そういう事業にのっかって、今のところ足寄町としましては、そういう形で進めていっているところでございます。

今お話ししていた町のほうで直接買い入れてという、新聞報道の中でも珍しいという書き方されていたかとは思いますが、実際のところ、うちのほうでそういう事業で農地のほうを購入するという実績は今のところないのですけれども、そのようなことで、新聞報道の中でいくと、農業委員会のほうで今集積して同じような形で実施しているのは、今お話ししたとおりでございます。

私のほうからは、こちらのほうで説明させていただきます。

○議長（吉田敏男君） 続いて、農業委員会会長。

○農業委員会会長（齋藤陽敬君） 今、議員さんの回答というわけではありませんが、農業委員会の立場としましては、やはり町外の資本家というか、経営者に農地が流出するのは非常に我が町にしても大変なことではない

かなというふうに感じています。

ただ、足寄は中山間事業の中で大規模経営を目指した酪農みたいのもありますので、そういった意味ではやっぱり面的集積というのがひとつコスト低減のためにも含めて必要な形であると思います。

ただ足寄町の場合、山麓地帯でありまして、なかなか一つの面積に集積するということでやっていきますと、非常に難しい部分もありますが、ただ一括でこういった土地ができてきたときはやはり何らかの形の中で町行政並びに経済団体含めて、何とか足寄町の担い手のほうに帰属させる形の中で集積していきたいなという感じは持っております。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） ありがとうございます。

農地法というのがまず我々わからないながらも隣接者がいる程度優先順位、優位だということもいろいろなことで、そこの中で売買のときには想定できる条件になると思うのですけれども、町外に流出を防ぐという、今、会長さんおっしゃったのが主だと思うのです。

続いて、たしか前に、町林の経済課長のほうにお聞きしたいのですけれども、前に9番議員さんが一般質問されたようには記憶しているのですけれども、特に林地の184ヘクタール、山林だと思うのですけれども、それと原野の48ヘクタール、これが恐らく海外資本の買収などを懸念してやはり、想定した中で町が動かれたと思うのです。

そして私もちょっとこの新聞出てからある人の、大手の会社なのですからけれども、そこに聞いたら今北海道のターゲットとしたらニセコ、倶知安がやはり一番外国資本家に、ニセコ、倶知安ですと。十勝では何かしら新得なのです。やっぱり一つの何かがあるのですね、話の持っていく方のつてがあるのですね、新得。それで新得町さんも真剣にそれに対応しているというか。それとあと北見地区では雄武地区、これがやっぱり山林が主らし

いのですよ。

本州のブローカーがいて、その背後にアジアの外国人が、ブローカーというのは手数料だけいただければいいわけだから、世話して。そういうのがブローカーの主たる仕事ですから、そういうことでちょこちょこ流出しているのが最近、きのうかな、聞いた話なのですけれども、そのような状況らしいです。

それで、当町もそういうようなつてが近隣まで、管内にも来ているわけですから、人ごとではないわけですよ。9番議員さんも心配されて、以前に一般質問されたのですけれども。田利議員さんもきのうはセラピーだとか、森林浴のハイキングとかそういうのも一般質問をされて、どんどんとそういうことを立地条件を生かした中で共有していくというのは町の一つの生き方でないかと、そのとおりなのですけれども、実際は森林組合さんあたりに常日ごろ協議すると、その一歩裏には山林所有者が足寄町でもいまだに名義は残っているけれども、存在していないというか、連絡の取り次ぎようのないような山林の所有者がかなりもうあります。それが高齢化して不在地主になって亡くなったとか。その後、名義が変更されてないという現象らしいです。森林組合さんにお聞きすると。ですから、そういう森林浴も大事だけれども、私はそのことのほうが先に、今後の先に向けた課題ではなかろうかなと、そのように思っているところでもあるのです。

それで、話はまた戻りますけれども、そういうことで、経済課として、課長さんとしてどんな考えで対処されるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。なかなか発生してからの協議にもなろうと思いますけれども、これは首長が判断することでもあるのですけれども、関係課としてどのようなことも含めて危惧されているのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 大変難しいなど

思うのですけれども、私も新聞を拝見させていただいて、新得ものすごいなというふうにちょっと思いました。それに対して、農地だとか林地含めて、370ヘクタールという膨大な土地なのですけれども。今おっしゃっているように、足寄の町有林、民有林含めて、そういったことがなった場合、いわゆる海外資本等が買収というか、そういったことになった事案が発生したというか、生じた場合なのですけれども、これはやっぱり経済課としては、森林を守るという意味というか、観点からでも、そこについてはやっぱり理事者と協議をして、今現在林業振興室の予算の中でも一部あるのですけれども、森林公有林化事業、こういうのが活用できるかどうか協議しながら、町の森林保全を含めて維持を行っていきなというふうに考えております。

また、恐らく先ほど言っていたニセコだとか倶知安、新得、個人事になると思うのですけれども、これは恐らくリゾート土地開発ではないかなというような背景で大規模に購入して、それもまたうちも一部あったのですけれども、直接海外でなく大手ブローカーが買って、そして3系統ぐらいで経由していった最終的には、何というか、個人の所有が買っているみたいな、そういった流れでなっているのです。結局それをずっと突きとめていくと大手ブローカーだとか、そういったことにつながっていったような状況で、実際そこまで調べられるかといったら、かなり厳しいものもあるのかなと。直接入ってきたらうちはガード線張れると思うのですけれども、そういったいろいろなあらゆる手を使って入ってくる部分については、うちもちょうとその情報収集については大変厳しいものかなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） わかりました。

本当に難しい、なかなかそういうことが発生したときに急遽やっぱり対応するというのが町の機関であり、ただ常に所管としては、

そういうようなことも想定しながら、所管として経済課の振興室としてもやはり備えておくことが憂いになるのかなという、憂いのあれになるのかなと思います。

やっぱりつい最近も、カムイロキ、林道付近の町有林に隣接したところで、約30ヘクタール何とか買って病気になったから、もうこれ以上あれだからまだ町に下がりたいんだと。そしてそれは林業振興室に相談しな、ただ、町は山を買う機関ではないからねと、町は。ただその相談にはまず乗ってくれるでしょうと。ですから、ある意味においては、そういうことがいよいよ誰も買ってくれなかったらどこへ持っていかもわからない時勢でもあるものですから、町に買えということではなくて、まず町に相談行ったときには適度なアドバイスだけはしてあげたい、あげてほしいということがまず最初なのです。そのことも林業振興室に、つい1カ月ぐらい前に行ってるはずですから。そんなことも今後考えてあげてほしいなど。そして適度な、あるアドバイスをしてあげることが一番かなと。もちろん町で買ってあげられればいいのですけれども、町にだって予算があるし、いろいろなもろもろの、得るといことはそれだけの余計な先々の管理の費用がそこで発生していくわけですから。その辺もだんだん、だんだんやっぱり町の人口の動向と同じで、山主ももうそのとおりに高齢化して行って、そして息子さん、娘さんあたりが山に興味ない。山の空き家対策、山がもう町の空き家と同じになってきているものですから、その辺も経済課長さん大変でしょうけれども、考えて、今後は対応してあげてください。

最後にちょっとその辺どうですかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 議員仰せのとおり、足寄町の民有林でもあり、町有林でもあり、含めて、やっぱり山を守っていくということについては共通の認識を持ってお互いに協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いま

す。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、農林水産業費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

30ページから32ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

9番。

○9番（高橋健一君） 雌阿寒温泉火山性ガス対策事業に39万7,000円を計上していただいて、本当にありがとうございます。

しかし、きのうの新聞に硫化水素の基準値を超える温泉が2軒実名で報道されてしまいました。非常に風評被害が心配です。

ぜひここでお願いがあるのですけれども、町としてぜひ雌阿寒温泉、足寄町の財産ですので、ぜひフォローアップというか、応援をして何とか生き残れるように対策を講じていただきたい、お願いであります。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（吉田敏男君） その件について、町長、答弁できますか。

答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） この間、もうかれこれ3年前ですかね、これも原因は特定されてないのですけれども、疑いという形の中で硫化水素によって残念ながら植物状態になってしまった人がいるということで。これは本当にまさしく警察も入って調査をしているのですが、これはもう白とも黒ともまだわからない、あくまでも疑いという中であります。

そういう中で、いろいろなところで問題提起がなされて、私も環境省のほうにも直接2度ほどお邪魔をして、それから道庁のほうにも行って、この間ずっといろいろな協議をしてまいりました。

それで、この温泉利用に関する許可権者というのは各都道府県。今回、新聞報道を見ますと、ちょっと誤解を受けてしまうのですけれども、新しい基準、基準改正みたいなことで受け取られてしまうのですけれども、これ

は環境省とお話しして確認できたのは、許可権者の都道府県が許可しっ放しでその後全く指導業務をやってなかったということで、それで、これではだめだということで、その指導体制といいますか、中間の例えば1年に一遍検査に行きなさいだとか、そして何かあったら指導しなさいとか、そのことがしっかりされてなかったの、その決まりをきちんとつくりますという話なのですね。

今回、新聞報道であった基準値を超えた、理想な形というのは10から20の範囲内というのが一番の根っこにあるみたいなのです。その上に50までだとか、それを超えたら、要するに濃度が高くなれば人体に与える影響がどうなのだという、こういう基準になっているのですね。ですから、高ければもう致死量で一発だめになってしまいますよという、こういうことなのですね。ですから、うちの雌阿寒温泉はそこまでは行ってないということなのですね。

この硫化水素というのはなかなか難しく、その日の気象状況によっても全然、風吹いたりだとか吹いてなかったり、変わってしまうということなのです。

今営業されている、残念ながら1軒はもう休業中なのですけれども、営業されている2軒というのはもう長い間あそこで営業してきているわけですね。当然、硫黄温泉ですから、そういう硫化水素も当然かんでいるというのは理解してますから、これは長年換気に心がけるだとか、そういうことはずっと当たり前のことにやってきているのですよね。ただ、きちんとした機械設備があるかという、そうではないというようなことがあって、やっぱりいつ何どきその日の状況によっては濃度も変わるというものですから、それでいろいろの間相談をしてきて、やっぱりとどのつまり結論としては、やっぱり安心できるようなきちんとした設備が必要だねということで、それで町のほうも責任持って大事な観光資源だからということで、議会にも報告をさせていただいて、目下、今、北見工業

大学のほうで試験もしていただく。

今なぜここまで時間かかっているのかというのは、やっぱり本当に火山性の温泉、実はどこの温泉も実は泉源の温度高いのですよね。ところが、全国的にも珍しい温泉で、あそこの泉源というのはもう源泉自体の温度が43度ぐらいしかないのですね。ガスなんていうのはメタンガスも含めて硫化水素も含めて、抜気すれば抜けるのはもうはっきりしているのですよ、単純な話ですから。ところが、夏期間やってもらったら、きちんと抜気すれば全然問題ない数値になるのです。問題は冬期間、抜気、これ外で抜気かけますから、そうすると温度低下がどの程度下がるかという、これを今またこの冬の間通じてやってもらおうという、こんな状況になっているところでございます。

そこで、確立ができれば、場合によっては加温措置必要だよということになるかもしれませんが、それは今後の推移を見守ろうということでございます。

それで今議員が一番心配しているのは、実名も出ました。私はこれ実名、一斉検査に入るとのことだから、これ公表されても別にあれだよと、問題は風評被害が一番心配なんだということで、随分ドンパチしているのですけれども、その中でこの間、北海道も許可権者ですから、単に超えているとか超えてないとかということよりも、この間どういう対応をして、今どういう対応をしてお客様に利用していただいている、そのことを強調してくれということで随分お話をさせていただいて、そういう前提に基づくのであれば、検査した結果、やっぱり若干高いです、それはやぶさかではないのですかということ随分言ってきました。もっと言えば、高いということ北海道が確認できれば、それに基づいてきちんと行政指導すればいいじゃないですかという話までできてます。

この間の経過は、現地に業者の方に、経済課長が中心になりながら、逐次こんな状況だよということも含めて、報告をし、直近でい

けば一斉検査の後にはやっぱりこれ実名報道もあるかもしれないよ。でもこれはもうこれまで当然のごとくやっていることを引き続ききちんとやってみましょうと。当然、行っていただければわかりますけれども、張り紙もしていますから、この温泉は硫化水素泉ですからねということも。だから長時間の入浴は避けてくださいとか、そういう張り紙もしてきちんと現場では対応してますから。そのことをいかに正確な報道をしていくかということにかかってくるのだろうというふうに思ってます。途中経過そんな状況であります。

これから冬期間、しっかりとした試験をし、どういう装置が必要になるか、もっと言えば経費がどれぐらいかかるのかも、年度内、来年の3月までにはかためたい、かためていただきたいということで思ってます。

それがかたまり次第、また議会のほうにも町の支援策をまた相談をさせていただきたい、提案をさせていただきたいということで考えてますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、商工費、ございませんか。

4番。

○4番（木村明雄君） 32ページの観光費について、ここで原料費、原材料費、加工用原料費とありますけれども、これは具体的にどういうものなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 今、町長が中間報告等の中にお話があった中で、冬期間、冬期間の温度を下がらない方法として、要は本管、これを購入する予定で考えております。それでもって温度が下がるか下がらないかということはやりながら、あとそれに対して二つの管というか保温管を2種類ちょっと購入して実験したいと。それに伴う附属部品、これが計上されている予算でございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 補足です。

町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） もうちょっとわかりやすく説明しますと、これまでに北見工業大学のほうに委託料という形をお願いをしてまいりました。この間でわかったことというのは、大学との契約しているものですから、では、一つにはいろいろな物を買うにしても一旦大学の収入として入れるものですから、では支出がこれでいいのかどうかという手続上非常に、実は煩雑化しているみたいなのです。

今回補正予算で上げさせていただいたというのは、認めていただいた委託料はこれはもう使い切ってしまったと。大変な思いをしながらでも使い切ってしまったと。それで足りなくなったから、では、補正上げましょうと。ではそのときにわかってきたのが、大学と直接やってしまうとなかなか時間的なことも含めてすぐ発注してということにならないので、ではその分は町が直接購入できるような形を認めていただいて、要するに原材料、必要なものは町が直接買って供給してスピードアップを図るためにも、一刻も早く結論をいただきたいということで、こういう予算の上げ方。これまででいきますと、委託料の足りなくなったから補正というお願いをすべきところですけれども、そういう形に変えたということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 他に、商工費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 昼食の時間があと2分ということであります。

1時まで、ここで暫時休憩をいたしたいと存じます。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

32ページから34ページ、第8款土木費、土木費から始めます。

土木費、発言はございませんか。質疑はございませんか。

11番。

○11番（高橋秀樹君） 5目の道路改良費ですか。河川占用申請書作成料で1,000万円かかっているのですけれども、これ予算説明書にもあるのですが、もう少し詳しい御説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 河川占用申請書作成委託業務なのですけれども、今、橋梁長寿命化修繕計画において、足寄町で今126橋だったかな、の橋梁の修繕をするということで調査をしてきたところでございます。

今回上げさせていただきました河川占用申請の作成業務なのですけれども、そのうちの国有林道、昔の、今の森林管理署で設置した橋梁において河川占用申請がなされていなかったことから、そのいただいた橋梁についての河川占用を取るための費用を上げさせていただきました。今のところ約40橋程度を上げさせていただきました。ということで、国有林内にある橋梁の形、内というか、町道にある国有林の分の橋梁の分の河川占用申請ということで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） この40橋に関しては河川占有の占有申請がなされていなかったためというふうに書いているのですけれども、これずっとなされないまま町で、いつこれもらったのですかね。管理はずっとその前からしていたのですか。移管されたのは最近なのですか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 少し私のほうから説明させていただきますけれども、今国有林内あるいは林道という、これもそうなのですけれども、要は足寄町非常に広い行政面積持っております、道路あるいは橋梁の整

備、町で整備したり、あるいは農道で整備したり、あるいは林道で整備したりということなのですから、要は古い橋なのです。古い橋が当時正式な占用も取らないで、まあまあそういう時代だったのだというふうに思いますけれども、現実として橋はあるわけですよ。それでこの問題が出てきたというのは、最近いろいろな大雨災害で橋やられたよ、修繕したいということで行ったときに、ちょっと待って、これ河川占用出てない橋だよと、こう来てしまったわけですよ。それで、この間、私も数年前から、何を言ってるんだよと、現実に橋があるので、そこに人が住んでいるのだから直さないわけにいかんだろうという話で、これ正式にやってしまうと、ほとんどの橋はもう全部だめですよ。もう正式に構造計算から全部やって、もうかけかえしなければならぬような橋ばかりなのです。これが全面、全面もうかけかえということになればこれはもう正式な占用ということで、正確な、ちゃんとコンサルも入れて、強度の計算も全部しながら、それこそ1橋をつくったら数千万円、下手したら億の金かかるようなそういう整備をしなければいけないということなのですから。

このことをなぜ今やるかという、そういうちょっと小破修理だとか何とか災害でなつたときに、現状に基づいて現状回復の修理をするためにそういうものをきちんとしておかないと、これ最初はきちんと、きちんとしたものを出せと来たから、ちょっと待ってと、冗談でないと言って私もちょっと帯広まで行って、そんなことになるのかということ、最低限度のもの、今の現状の橋がどんな橋なのか、それから現状で行く流量計算も正式なもので、アバウトと言ったら叱られるかもしれませんがけれども、今の橋、現状あるということの前提のもとに、そういうものはお互いに整えましょうというようなことで話がまとまったものですから、それで今回説明書にありますとおり約40橋ぐらいの橋、すなわちもう現時点で占用が許可取ってないとい

うのがもう明確な橋を、漏れはないというふうに思っているのですけれども、ひょっとしたらまだ隠れたところにあるかもしれませんけれども。一応そんなようなことで、できるだけ必要最小限度のお金で、お互いの共通認識で担当者がかわってもそういうものがあるよということの体制を整えたいというような中身ですので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、土木費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、34ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

2番。

○2番（榊原深雪君） 消防費についてお伺いします。

報償費の消防団員退職報償金というのがありますが、この対象者は何年お勤めになつた方なのかと、人数と、あと階級をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

今回退職される方は、在籍年数19年ということで、部長職になります。1名でございます、今回退職される方は。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 19年ということなのですが、区切りとしては消防の勤務年数は5年、10年とか区切りありますか。ないですか。こちらの、わかりました。

そうしたら、この報償金というのは、自治体によって変わるのです。退職報償金というのは自治体によって違いますか、金額は。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

自治体の条例によって違いはあるかと思っております。5年以上の方を対象にしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 5年以上を対象者ということなのですが、その後年数によってまた変わってくるのですね、金額は。はい。

それで、この今のある条例は何年から現在まで使われているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） 28年4月に広域化になりまして、足寄町のほうに移管されました28年4月から運用されております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 19年勤務された方が退職されたということで、今の消防団員さんの補填というのですか、この方の補充ということはどうされたのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） この方の補填というのか、交代になるかちょっとわかりませんが、その次の月に1名の方が補填されております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、ございませんか、消防費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、42ページ、第13款職員費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、10ページにお戻りください。

歳入に入ります。

10ページから15ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第3表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第4表地方債補正、変更3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第113号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第113号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり可決されました。

59ページをお開きください。

これから、議案第114号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

64ページから69ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第114号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第114号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

71ページをお開きください。

これから、議案第115号平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

76ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第115号平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第115号平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

85ページをお開きください。

これから、議案第116号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

90ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第116号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第116号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第

2号)の件は、原案のとおり可決されました。

99ページをお開きください。

これから、議案第117号平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

104ページから113ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第117号平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第117号平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

115ページをお開きください。

これから、議案第118号平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

120ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第118号平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第118号平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

129ページをお開きください。

これから、議案第119号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

134ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第119号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第119号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

137ページをお開きください。

これから、議案第120号平成29年度足寄町上水道事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

140ページから143ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

7番。

○7番(田利正文君) 営業外収益というのはどんなのが含まれるのでしょうか。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長(吉田敏男君) 答弁、建設課長。

○建設課長(増田 徹君) 営業外収益はどういうことかということの御質問ですが、営業外収益については受取利息及び配当金、それから負担金、長期前受金戻し入れ、その他雑収益の以上4点を営業外収益という形でやっております。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) いいですか。

他に、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 137ページにお戻りください。

第3条 予算第7条に定めた経費の補正、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第120号平成29年度足寄町上水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第120号平成29年度足寄町上水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

149ページをお開きください。

これから、議案第121号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

152ページから155ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

7番。

○7番(田利正文君) 医業収益2,700万円、それから職員給与費3,200万円減になってますが、これについて若干説明お願いできますか。

○議長(吉田敏男君) 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長(川島英明君)

職員給与費の減につきましては、先ほども申し上げましたとおり、職員の異動時期が年度途中ということでございまして、その部分の異動に伴う減額が大きかったということで、人勧の部分のプラス要因はありましたが、それ以上にその減額が大きかったということで減となっております。

その他の手当等につきましても、時間外手当の縮減ですとか、また職員の異動に伴うものでございます。

収益の部分の入院収益、外来収益の減につきましては、現状で上期の外来、1人当たりの外来収入、また、入院の1人当たりの1日当たりの収益という部分で、単価が減となっておりますので、それに伴いまして減とい

う形でさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 149ページにお戻りください。

第3条、予算第8条に定めた経費の補正、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第121号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第121号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午後 1時26分 休憩

午後 1時36分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、最初に議案第122号を即決で審議いたします。

次に、意見書案第5号を即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、広報広聴常任委員会・議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

#### ◎ 日程追加の議決

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

#### ◎ 議案第122号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第122号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

#### ◎ 議運結果報告

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第122号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、平和辺地及び芽登辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更するものでございます。

財政上有利な起債であります辺地対策事業債を申請する場合は、この総合整備計画への計上が条件とされていることから同事業債を申請予定の事業について計画計上しておりますが、新たに辺地対策事業債を申請する事業が発生したことから、計画に追加するものでございます。

変更内容について御説明させていただきます。

2ページをごらんください。

ページ左側が平和辺地の総合整備計画書でございますが、本年6月の第2回定例町議会において議決いただいた計画に、新たに電気通信施設としてブロードバンド環境整備事業について追加するものでございます。

事業費は下段の表に括弧書きで記載しておりますが、2,011万8,000円を計上し、財源となる辺地対策事業債は2,010万円を予定しております。

ページ右側及び3ページが芽登辺地の総合整備計画書でございますが、こちらも本年6月の第2回定例町議会において議決いただいた計画に、新たに市町村道・橋梁として花輪線整備事業及び共栄橋改修事業を追加するものでございます。

事業費は3ページの表に括弧書きで記載しておりますが、2事業で2億9,900万円を計上し、辺地対策事業債は2億7,430万円を予定しております。

3ページ右側に事業ごとの内訳を記載しております。

この総合整備計画に大幅な事業変更がある場合につきましては、北海道と事前協議を行い議会の議決を経て国に提出することとなっておりますが、北海道との事前協議につきましては12月4日に終了しております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第122号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第122号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第5号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 意見書案第5号平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

す。

これから質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第5号平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長(吉田敏男君) 追加日程第3 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査につ

いて、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

#### ◎ 閉会中継続調査申出書について

○議長(吉田敏男君) 追加日程第4 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいと思えます。そういう申し出がございます。

ここでお諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

#### ◎ 閉会の議決

○議長(吉田敏男君) お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

#### ◎ 閉会宣告

○議長(吉田敏男君) これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 1時47分 閉会